

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和5年4月1日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	選挙人名簿ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区選挙管理委員会
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局 担当 選挙 係 電話番号 （ 3 5 7 9 ） 2 6 8 1
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	公職選挙法第 2 1 条に基づき、板橋区に住所を持つ年齢満 1 8 歳以上の日本国民で、住民票がつくられた日から引き続き 3 か月以上、板橋区の住民基本台帳に記録されている者は板橋区の選挙人名簿に登録される。 選挙人名簿の情報を適切に管理・保管するために利用する。
記 録 項 目	1 氏名 2 住所 3 性別 4 生年月日 5 個人番号 6 名簿番号 7 異動事由(転出・入、転居、死亡、修正、回復) 8 本籍地 9 欠格事項の有無 10 要介護状態 11 障害程度等級 12 期日前投票の有無 13 不在者投票用紙交付の有無 14 不在者投票状況(場所、種別、交付・受理日時、取消日時) 15 投票状況(日時、場所) 16 特例郵便等投票の有無
記 録 範 囲	板橋区の住民基本台帳に登録されている日本国民
記 録 情 報 の 収 集 方 法	収集の相手方：板橋区の住民基本台帳に登録されている日本国民 収集の手段：電磁的記録
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ の 旨	☒ 含む(上記記録項目の番号 9) ☐ 含まない
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	☐ あり(経常的提供先) ☒ なし

開示請求等を受 理する組織の 名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2 - 6 6 - 1	
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規 定による特別の手 続等	■あり（他の法令の規定 公職選挙法第 29 条第 2 項） □なし	
個人情報 ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工 情報の提案の募集を する個人情報 ファイルである旨		
行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工 情報の概要		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案を受ける 組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提案をすることが できる期間		
備考	業務の名称	選挙執行に関する業務
	ファイルに 記録される 本人の数	約 530,000 人
	その他	